

# 実験動物の飼養保管マニュアル

平成 25 年 4 月 25 日  
第 1 回動物実験委員会決定  
平成 29 年 5 月 30 日  
第 1 回動物実験委員会改正

動物飼育室では、感染症の導入・蔓延防止のため極力清浄環境を保つよう配慮しなければならない。

## 1. 動物飼育室の使用条件

本施設で実験動物を用いて飼育及び実験を行う場合は以下の手続きが必要である。

- 1) 飼育・実験を行う者の条件等
  - a. 動物実験委員会が主催する教育訓練を受講し、動物実験計画書に実験者として記載されている。
- 2) 実験動物の飼育又は実験計画書の申請と承認
  - a. 動物実験計画書が申請・承認されている。

## 2. 動物飼育室の入退室

### 1) 動物飼育室への入室

入室手順 a-c に従って入室する。

- a. 入口で入退室記録用紙に必要事項を記入し、消毒液により手指の消毒を行う。
- b. 入口で専用の履物に履き換える。脱いだ上履きは所定の場所に置く。また、必ず清潔な靴下を着用する。
- c. 入口にて専用の実験衣に着替え、手袋を着用する。手袋をした後、消毒液を用いて再度手先の消毒を行う。

### 2) 動物飼育室からの退出

- a. 動物飼育室内に逃亡動物がないことを確認する。逃亡動物を発見した時は、発見者が捕獲するか又は担当教員に連絡する。
- b. 入退室記録用紙に必要事項を記入する。
- c. 各扉の閉鎖を確認する。
- d. 実験衣、手袋等は定期的に消毒あるいは新しいものと交換する。

## 3. 動物飼育室への動物の搬入

- 1) 動物の搬入は実験者が行う。
- 2) 実験者は滅菌、消毒した飼育器材類(床敷きを入れたケージ及び水を充填した給水びん等)を前もって用意しておく。
- 3) 実験者は動物を以下の手順にて動物飼育室へ収容する。
  - a. 動物輸送用梱包容器の消毒を前室で行った後、動物飼育室に搬入し、滅菌、消毒したケージへ動物を移し換える。
  - b. 一旦動物飼育室から搬出した動物を再度同区域内に搬入することは原則として禁ずる。動物飼育

室から搬出した動物を飼育する必要がある場合には、事前に担当教員と協議する。

#### 4) 動物輸送用梱包容器の廃棄処理

- a. 動物梱包空き容器内に移し換えもれの動物がないことを確かめる。
- b. 梱包空き容器の床敷きを動物飼育室で払う。
- c. プラスチック製の容器は、中に床敷きが残らぬよう内側を水道で洗い流してから、動物飼育室外に搬出し、学内の不燃物置場へ各自持参する。
- d. ダンボール製の容器は折りたたみ、学内の可燃物置場へ各自持参する。

### 4. 動物飼育室への物品の搬入

- 1) 洗浄室にて物品各々に消毒液を噴霧する。消毒液の噴霧が不適当な物品等については消毒液を浸した綿にて底及び側面を入念に拭き搬入する。
- 2) 筆記用具等は清潔に保管されていたものを最小限そのまま持ち込むことができる。

### 5. 動物の飼育管理

- 1) 動物福祉の観点から、清浄な飼育環境を保持する。
- 2) 過密飼育をしない。
- 3) 飲水には水道水あるいは滅菌水を用いる。
- 4) ケージ及び給水ビンは中性洗剤で洗浄後、薬剤あるいはオートクレーブを用いて滅菌を行う。また、飲水として滅菌水を用いる場合は、給水ビンに充填した後オートクレーブを用いて滅菌する。
- 5) ケージ及び床敷きの交換は原則として週1回以上の頻度で行う。
- 6) 床敷きは動物飼育室内でケージに詰める。ケージは原則として飼育ラック内におく。
- 7) 使用済みケージは動物飼育室において、床敷きの始末をする。
- 8) 使用済みケージ及び給水ビンの洗浄は利用者がすみやかに行う。

### 6. 動物の逸走防止措置

- 1) 動物飼育室から退出の際、ケージの蓋、飼育室の扉が完全に閉まっていることを確認する。
- 2) 動物を逸走させないようにするために、ケージの交換や実験を行う時には動物飼育室、実験室の扉が完全に閉まっていることを確認する。
- 3) 実験室で動物を取り扱う時は、出入り口に十分な高さの鼠返しを取り付ける。

### 7. 動物の逸走時の対応

- 1) 万一、動物が飼育室や実験室外へ逸走し、捕獲出来なかったときは、直ちに実験担当者、動物実験責任者及び動物実験委員長に連絡する。
- 2) 捕獲にあたっては、適切な手袋と防護マスクで咬み傷を負わないように防備し、取扱い・保定になれた者が行うこと。

### 8. 動物飼育室内での作業

- 1) 各種作業中は扉を閉めておく。
- 2) 予め消毒液を噴霧し消毒した作業台で処置を行う。
- 3) 動物飼育室内の照明はタイマーによって自動調節されているので、作業は原則として点灯時間内に

行う。

#### 9. 動物飼育室の清掃及び管理

- 1) 動物管理等の作業終了時には動物飼育室の整理整頓及び清掃を行う。原則として週に1回以上は、備え付けの消毒液による飼育棚、作業台、壁及び床等の拭き掃除を行う。
- 2) 空調機の状態に注意を払い、定期的にフィルターの清掃を行う。
- 3) 設備(空調機、機器等)、環境(清浄保持状況、温度、湿度、臭気等)及び動物等の状態に異常が認められる場合、すみやかに担当教員に連絡する。
- 4) 担当教員は、設備、環境及び動物等の状態を点検し、注意を喚起することができる。

#### 10. 動物の死体・臓器、血液付着汚物、針等の廃棄

動物の死体・臓器等については、動物飼育室内の専用フリーザーに搬入後、別途処理する。  
使用した物品は、原則オートクレーブ処理を行った後、適切に処理する。

#### 11. 地震、火災等緊急時の対応

動物実験実施者は、ケージ等に必要な措置を講じ、実験動物の保護および逃走防止に努める。

- ・実験動物はケージへ戻し、可能な限り飼育架台へ収納した上で退避する。不可能な場合はケージを床に置く。
- ・可能な限り飼育室および廊下を施錠した上で退避する。